

Q 英国における原子力バックエンド事業に関する政府と事業者の役割分担は？

服部 徹

原子力発電所の新增設に政府が積極的な姿勢を示す英国では、事業者が新たに建設する発電所から発生し、地層処分することになる放射性廃棄物の所有権と法的責任を、事業者が対価を支払って政府に移転する契約を結ぶことになっている。これは、費用の不確実性が極めて高いバックエンド事業において、自由化後の事業者と政府の役割分担の一つのあり方を示すものである。

廃棄物移転契約と移転価格

英国で新規に原子力発電所を建設する事業者は、廃炉から廃棄物の処分に必要な全ての費用を積み立てる計画を政府に提出しなければならない。そのうち、政府がこれから建設する地層処分施設で処分する中レベル放射性廃棄物と使用済み核燃料については、「廃棄物移転価格」と呼ばれる固定価格を事業者が支払い、英国政府が引き取る契約を結ぶ。この廃棄物移転価格は、運転開始後30年が経過した時に決定するが、それまでの間は予定価格として見積もり、5年ごとに見直しながら、より現実的な値に近づけていく。この予定価格には、その時点で最も正確な推定費用に加えて、リスクプレミアムが上乘せされる。さらに、最終的な移転価格には、移転後の費用の上振れリスクを反映したリスクフィーが加わる(図)。これは、廃棄物を引き取った後の費用の上振れリスクを負担するために政府に支払われる対価である。

しかし、将来の負担額がどの程度になるかがわからない状況では、新增設を行う事業者の資金調達は難しくなる。そこで、事業者の費用負担の予見可能性を高めるために、廃棄物移転価格にはあらかじめ上限が設定される。

国家補助の回避と事業環境整備の両立

この制度は、英国政府が、自由化後に建設される原子力発電への補助は行わないとの原則を貫くことと、政府以外に最終処分場の建設主体の選択肢がないことに鑑みて、廃棄物処分に関する費用負担に一定の予見可能性を持たせて、新增設の投資に対する障害を取り除くことを巧みに両立させている点で、注目に値する制度である。こうした狙いは、低炭素電源として、新規に建設される原子力発電の収入の安定化を図る差額契約買取制度(FIT・CFD)に通じるものがある。

事業者が最終的に費用の上振れリスクを回避できることについては国家補助の観点から問題視する議論もあったが、今年10月には、欧州委員会も、この制度が国家補助規則に抵触しないとの判断を示したところである。

もちろん、きわめて長期にわたる制度の維持には様々なリスクがあることに加え、事業者にとっては、上限価格の水準があまりにも高ければ問題である。他方で、政府とすれば、絶対にこの価格を上回らない、という確信の持てる水準に上限価格を設定する必要がある。上限価格は、現時点での見積額の3倍程度になると見込まれているが、その妥当性に

については今後も議論の余地があると思われる。

政府と事業者の適切な役割分担に向けて

電力システム改革で自由化を進める一方で、エネルギー基本計画において原子力発電を重要なベースロード電源と位置付けるわが国でも、バックエンド事業における政府と事業者の適切な役割分担を考える必要がある。英国の原子力事業は、従来国営事業であり、わが国とは原子力政策の違いもあることに留意は必要だが、英国政府が導入した廃棄物移転契約に定められた考え方は参考になると思われる。

電力中央研究所 社会経済研究所 事業制度・経済分析領域 上席研究員

氏名 服部 徹

略歴 1996年入所。2010年博士（経営学、筑波大学大学院）。専門は規制の経済学、応用計量経済学。

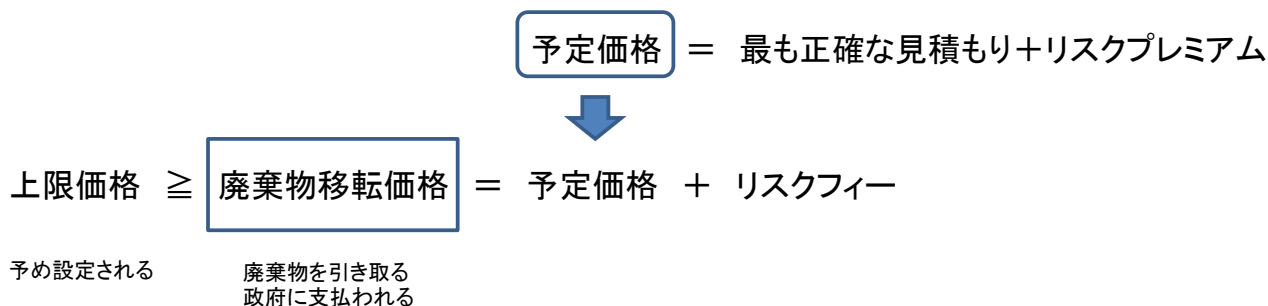


図 英国の廃棄物移転価格の設定